

評価者（アセッサー）講習テキスト（平成 26 年度版）
～主な改訂内容（箇所）について～

平成 26 年度評価者（アセッサー）講習テキストについて、平成 25 年度版からの主な改訂箇所をお知らせいたします。

平成 24 年度及び平成 25 年度評価者（アセッサー）講習テキストをご使用の方は、修正内容（箇所）をご確認の上、内部評価を実施くださいますよう、お願い申し上げます。

① 申請手数料について（変更）

平成 26 年 4 月の消費税改定に伴い、申請手数料が変更されております。

【平成 25 年度テキスト P9 ⇒平成 26 年度テキスト P9】

申請手数料は、特定被災区域の介護事業所・施設に所属する認定申請者は 3,500 円、それ以外の認定申請者は 7,100 円（ともに税込）となっています。

② 評価者（アセッサー）の登録について（新規）

新たに評価者講習修了後における評価開始の届出期限につき、明記しております。

平成 24 年度及び 25 年度講習修了評価者につきましては、平成 26 年度末（平成 27 年 3 月 31 日）までに評価を開始しなかった場合には登録が抹消されることとなります。

【平成 26 年度テキスト P10】【3】「できる（実践的スキル）」の内部評価関係

（iii）評価者（アセッサー）の登録

評価者（アセッサー）講習修了者は、原則講習修了後 2 か月以内に、1 名以上の被評価者について、実施機関への評価開始の届け出を行う必要があります。

評価者講習修了後 1 年間において、一度も評価開始の届け出がない場合は、評価者（アセッサー）登録は抹消となります。

ただし、以下の①～④に該当する場合は、実施機関が認める期間、評価を開始しないことができます。

① 病気、妊娠、出産、育児、家族の介護等により内部評価を行えない場合

② 大規模災害等により内部評価を行うことが著しく困難な場合

③ 海外出張等により日本国内にいない場合

④ その他、上記①～③に準ずるやむを得ない事情があると実施機関が認める場合

なお、平成 24 年度、平成 25 年度講習修了評価者については、平成 26 年度末（平成 27 年 3 月 31 日）までに評価を開始しなかった場合に、登録を抹消することとします。

評価者を更新制とするかどうかは、今後検討することとしています。

③外部評価の実施方法について

「できる（実践的スキル）」の外部評価関係につきまして、②外部評価の実施方法の（i）外部評価の考え方を加筆しております。

【平成 26 年度テキスト P12】

【4】「できる（実践的スキル）」の外部評価関係 ②外部評価の実施方法

（i）外部評価の考え方

▶「A」「B」等という内部評価に対して、第三者の視点から「A」「B」等と判断できることを確認

【基本確認事項】

- 1 評価対象となる業務（介護行為等）の実施日や評価の実施日に、被評価者や評価者が実際に勤務しているか。
- 2 評価対象となる業務（介護行為等）が実際に実施されているか。
- 3 評価対象となる業務（介護行為等）が不適切な内容になっていないか。

④外部評価審査員の要件について

「できる（実践的スキル）」の外部評価関係につきまして、④外部評価審査員の要件を明記しております。

【平成 26 年度テキスト P13】

【4】「できる（実践的スキル）」の外部評価関係

④外部評価審査員の要件

外部評価審査員になるためには、以下の①～③の全てを満たすことが必要です。なお、外部評価審査員を更新制とするかどうかは、今後検討することとしています。

①属性要件

以下のアからカまでの要件のいずれかを満たすこと。

- ア 介護キャリア段位制度レベル 4 以上の者
- イ 介護福祉士として 3 年以上実務に従事した経験があり、かつ、介護福祉士実習指導者講習会を修了した者（介護福祉士養成実習施設実習指導者Ⅱの要件を満たす者）
- ウ 実技試験に係る介護福祉士試験委員の要件に該当している者。具体的には、以下のいずれかに該当する者
 - （i）介護福祉士養成施設等（社会福祉士及び介護福祉士法第 39 条第 1 号から第 3 号までに規定する学校又は養成施設）において介護の領域の科目を 5 年以上教授又は指導した経験を有する者
 - （ii）介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を得た後 10 年以上実務に従事した経験等を有する者

- エ 介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後5年以上実務に従事した経験等を有し、介護技術講習指導者養成講習を修了した者（介護技術講習指導者の要件を満たす者）
- オ サービス提供責任者、主任等（チームやユニットを管理・運営し、部下に対して指導・助言を行う役職に就いている者）又は介護部門のリーダー（課長（係長）、フロアリーダー等）
- カ 介護福祉士、保健師、助産師又は看護師であって、5年以上介護サービスに関する評価又は調査の実務（福祉サービス第三者評価や介護サービス情報公表制度の調査員等）に従事した経験を有する者
- ②評価者（アセッサー）講習を受講して、優秀な成績で合格すること。
- ③外部評価審査員講習を修了すること。

⑤利用者調査票の様式について（一部変更）

利用者調査票の様式が一部変更となり、『2. 利用者の状態「利用者の状態を評価し、以下に記録した年月日（原則として現認評価日）」』を明記することとしております。

【平成25年度版テキストP28 図表17 ⇒ 平成26年度版テキストP28 図表16】

図表16 利用者調査票の様式

図表16：利用者調査票の様式

利用者識別記号	ア
---------	---

1. 利用者の属性

(1) 性別	<input type="radio"/> 男性 <input type="radio"/> 女性
(2) 年齢	歳
(3) 入所年月・サービス提供開始年月	西暦 年 月
(4) 要介護度	<input type="radio"/> 要支援1 <input type="radio"/> 要支援2 <input type="radio"/> 要介護1 <input type="radio"/> 要介護2 <input type="radio"/> 要介護3 <input type="radio"/> 要介護4 <input type="radio"/> 要介護5
<small>(要介護3以下を選択した場合) この利用者を選択した理由をお書き下さい。</small>	
(5) 認知症高齢者の日常生活自立度	<input type="radio"/> I <input type="radio"/> II <input type="radio"/> III <input type="radio"/> IV <input type="radio"/> M <input type="radio"/> 非該当 <input type="radio"/> 不明
(6) 障害高齢者の日常生活自立度	<input type="radio"/> J <input type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C <input type="radio"/> 非該当 <input type="radio"/> 不明
(7) 1ヶ月の転倒の発生回数	回 ※直近の月の状況
(8) 1ヶ月の身体拘束の発生回数	回 ※直近の月の状況

2. 利用者の状態

利用者の状態を評価し、以下に記録した年月日（原則として現認評価日）	西暦
(1) どちらかの手を腕元まで持ち上げられる	<input type="radio"/> できる <input type="radio"/> できない
(2) 寝返り	<input type="radio"/> できる <input type="radio"/> 何かにつかまればできる <input type="radio"/> できない
(3) 起き上がり	<input type="radio"/> できる <input type="radio"/> できない
(4) 座位保持	<input type="radio"/> できる <input type="radio"/> 支えがあればできる <input type="radio"/> できない
(5) 移乗	<input type="radio"/> できる <input type="radio"/> 見守り・一部介助が必要 <input type="radio"/> できない
(6) 移動方法（主要なもの一つ）	<input type="radio"/> 介助を要しない移動 <input type="radio"/> 介助を要する移動（搬送を含む）
(7) 口腔清潔	<input type="radio"/> できる <input type="radio"/> できない
(8) 食事摂取	<input type="radio"/> 介助なし <input type="radio"/> 一部介助 <input type="radio"/> 全介助
(9) 衣服の着脱	<input type="radio"/> 介助なし <input type="radio"/> 一部介助 <input type="radio"/> 全介助
(10) 他者への意思の伝達	<input type="radio"/> できる <input type="radio"/> できる時とできない時がある <input type="radio"/> できない
(11) 介護に係る指示が通じる	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
(12) BPSD等に関する特別の介護を提供している	<input type="radio"/> いいえ <input type="radio"/> はい

※ 現認の評価に係る利用者について、添付してください。

※ 記載要領に従って、「現認」の評価につき、利用者が適切に選定されているかどうか、利用者の状態に応じて適切なケアができているかどうかを確認できるように記入します。

⑥ 期末評価票の記入例について

期末評価票「評価の根拠」欄の記入例につき、例示と解説の加筆しております。

【平成25年度版テキスト P28 図表16 ⇒ 平成26年度版テキスト P29 図表17】
 図表17 期末評価票「評価の根拠」欄の記入例（基本介護技術の評価「現認」の項目の場合）

図表17：期末評価票「評価の根拠」欄の記入例（基本介護技術の評価「現認」の項目の場合）

利用者調査票の識別番号を記載します。

評価項目に関連して、利用者が「できること」「できないこと」を背景要因（心身の機能、疾患等）がわかるように記載します。

1. 入浴介助（記入例 1. 入浴前の確認ができる）

No	小項目	チェック項目	評価の根拠 (利用者の状態、介護等の対応内容、記録等)
1		入浴前の確認ができる	1 回目・2 回目とも利用者ア 【利用者の状態】 脳出血後遺症による右上下肢麻痺あり。 会話による意思疎通可能。本人が意思選択できる。 【1 回目・2 回目の介護の内容】 ①表情をみながら体調不良有無、入浴希望をヒアリングにて確認していた。 ②バイタル測定値を看護師に報告し異常がないことを確認していた。 既往歴に基づいて通常通りリフト浴を選択していた。
		①バイタルサインの測定や利用者へのヒアリング等による体調確認、意向確認を行い、入浴の可否について確認したか。 ②バイタルサインや医療職の指示、既往歴などに基づいて、利用者の状態に応じた入浴方法が選択できたか。	

「現認」項目は、「評価の根拠」欄に利用者の状態と介護の内容を十分に記載します。

- ・チェック項目ごとに評価の根拠が簡潔に記載されています。
- ・「利用者の状態」に即した「介護」が提供されていることがわかるよう記載されています。
- ・2 回以上の評価を行ったことがわかる記載になっています（施設系の場合*）。

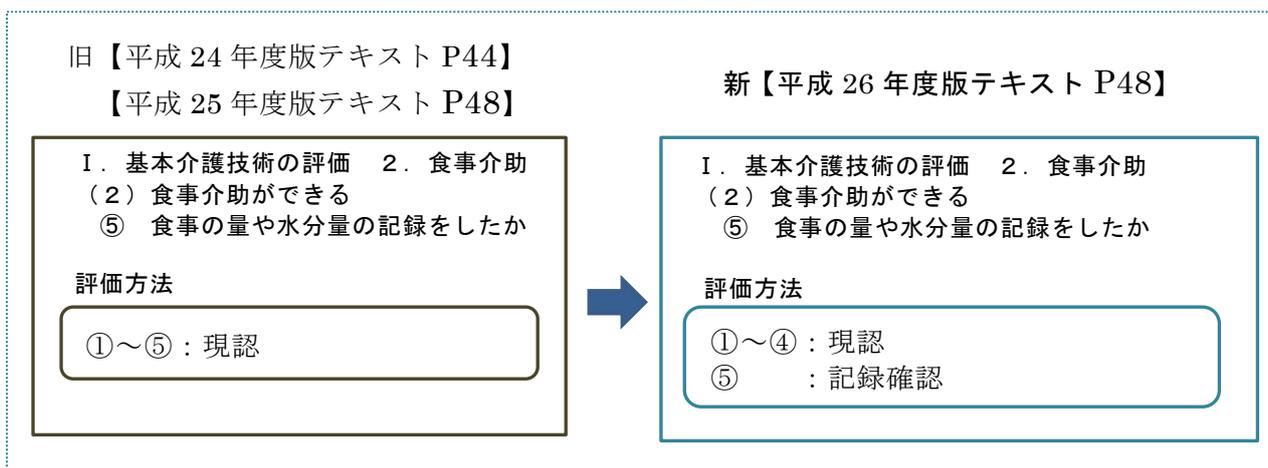
※ 訪問介護等の場合は、評価回数が1 回であっても申請は妨げません。

2. 入浴介助（記入例 2. 衣服類の着脱ができる）

No	小項目	チェック項目	評価の根拠 (利用者の状態、介護等の対応内容、記録等)
2		衣服の着脱ができる	1 回目・2 回目とも利用者イ 【利用者の状態】 認知症はあるが、二者択一等の意思選択は可能。左上下肢麻痺。 皮膚状態は少しの圧迫で発赤になるため、着脱の留意が必要。バイタルは安定。 【1 回目の介護の内容】 ①体調良好であるも気温が肌寒かったため、上衣を2種類出し本人の好みで選んでもらっていた。 ②スクリーンを使用し、バスタオルをかけ、肌の露出とブライバシーに配慮していた。 ③健側（右側）から脱衣していた。 ④上着ボタンの取り外しは介助、着衣の際の袖通しなど、できるところは声掛けにて本人が実施。 ⑤皮膚状態を確認し、衣類背部・肩のしわやたるみを確認しながら整えていた。 【2 回目の介護の内容】 ①本人が好みの服を選択。体調とやや高め気候に合った服の選択ができていた。 ②③④⑤1 回目と同様に実施できていた。
		①体調や気候に配慮しながら、利用者の好みの洋服を選んでもらったか。	
		②スクリーンやバスタオル等を使い、ブライバシーに配慮したか。	
		③脱衣の際に、健側から患側の順番で行ったか。	
		④ボタンの取り外し等、自力でできるところは自分で行うよう利用者に促したか。	
		⑤しわやたるみがないか確認したか。	

⑦評価基準について（一部変更）

介護キャリア段位制度評価基準「I. 基本介護技術の評価 - 2. 食事介助 - (2) 食事介助ができる - チェック項目⑤食事の量や水分量の記録をしたか」の評価方法について、「現認（平成 24 年度・平成 25 年度版）」から「記録確認（平成 26 年度）」へと変更をしております。



【平成 26 年度版テキスト P48】 I. 基本介護技術の評価 2. 食事介助
(2) 食事介助ができる ⑤食事の量や水分量の記録をしたか

チェック項目・判断基準		
	チェック項目	判断に迷う可能性のある項目の判断基準
①	食事の献立や中身を利用者に説明する等食欲がわくように声かけを行ったか。	/
②	利用者の食べたいものを聞きながら介助したか。	/
③	利用者と同じ目線の高さで介助し、しっかり咀嚼して飲み込んだことを確認してから次の食事を口に運んだか。	以下の2つを満たすことが必要。 ○ 利用者と同じ目線の高さで介助を行っている。 ○ しっかり咀嚼して飲み込んだことを確認してから次の食事を口に運んでいる。
④	自力での摂食を促し、必要時に介助を行ったか。	/
⑤	食事の量や水分量の記録をしたか。	/

評価方法

①～④：現認
⑤：記録確認

評価対象となるレベル

2・3・4

【平成 24 年度版テキスト P130、平成 25 年度版テキスト P134

⇒ 平成 26 年度版テキスト P134】

【関係資料】 介護プロフェッショナルのキャリア段位制度の評価基準

I. 基本介護技術の評価 2. 食事介助

(2) 食事介助ができる ⑤食事の量や水分量の記録をしたか

2	食事介助ができる		
	① 食事の献立や中身を利用者に説明する等食欲がわくように声かけを行ったか。		
	② 利用者の食べたいものを聞きながら介助したか。	2	現認
	③ 利用者と同じ目線の高さで介助し、しっかり咀嚼して飲み込んだことを確認してから次の食事を口に運んだか。	3	
	④ 自力での摂食を促し、必要時に介助を行ったか。	4	
⑤ 食事の量や水分量の記録をしたか。			
			記録確認

※平成 26 年度版テキストの PDF データにつきましては、キャリア段位制度専用 WEB よりダウンロード可能です。お手数ではございますが、ご確認くださいませよう、お願いいたします。